

議案第七十八号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和三年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立神明子ども中高生プラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社日本保育サービス

愛知県名古屋市東区葵三丁目十五番三十一号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十日まで

（説明）

神明子ども中高生プラザの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。